

# パブリック コソト 市民意見公募制度

募集期間

10月15日(月)

～11月14日(水)

## 行政改革大綱 & アクションプラン (行動計画)

### 行政改革大綱 & アクションプランとは・・・

**他の**自治体に比べ、大幅な財源不足にある本市において、「行政改革」への早期の取り組みは合併以来、急務の課題の一つです。

**しかし**「行政改革に積極的に取り組みます」と言うだけでなく、「具体的に何をするのか。その結果、どうなるのか」という部分については、多くの市民に理解してもらう必要があります。



**そこで**、あらかじめ取り組む上での理念を「行政改革大綱」で定め、具体的な内容、時期等を「アクションプラン」で示し、市民のみなさんに公表することにしました。

**内部**の事務事業について、市役所では「慣行・慣例」「従来どおり」を踏襲した事務をこなす傾向があったことは否めません。今回、市民のみなさんにこの計画を公表することにより、市民に対する“責任”と確実に実行していく“義務”が明確になります。

**市役所**にとって、抵抗のある項目も「アクションプラン」には盛り込んだつもりです。(次ページに具体例を掲載しています。)新たな挑戦、変革の第一歩となるこの計画について、市民のみなさんからの意見を募集します。

### ○意見を提出できる人

- ①市内在住の人
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・団体
- ③市内の事務所又は事業所に勤務する人
- ④市内の学校に通学する人

### ○計画の閲覧

行政改革課、総合事務所地域行政課、南支所、植生支所、公園通出張所、厚陽出張所で閲覧できます。  
※市ホームページにも掲載しています。

(<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>)

### ○意見の提出方法

郵送、FAX、持参またはE-mailで提出してください。(口頭および電話での受付はいたしません。)また、書面の様式は任意としますが、住所、氏名(ふりがな)または団体の名称、代表者氏名、事務所

の所在地および電話番号を明記して提出してください。(住所・氏名等が公表されることはありません。)

### ○意見等の公表

いただいた意見等については、内容を検討し、意見等に対する市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみを記した意見、該当計画等に内容が合致しない意見、住所、氏名等の記していない意見などは、公表しないものとします。なお、類似の意見は、まとめて公表することがあります。また、意見等に対する個別の回答はいたしません。

### ○問い合わせ・意見の提出先

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
行政改革課 (☎82-1135 / FAX83-2604)

E-mail : [gyokaku@city.sanyo-onoda.lg.jp](mailto:gyokaku@city.sanyo-onoda.lg.jp)